② ①に記載する審査を受けている者のうち、3⑵に掲げるいずれかの方法によって申請を行う場合において、建設業法施行規則第21条の４に規定する総合評定値通知を受けていない者

⑷ 測量・建設コンサルタント等に係る競争については、営業に関し法律上必要な資格を有しない者

5 競争参加者の資格及びその審査

⑴ 競争に参加できる者の資格審査は、別記２の窓口において閲覧に供する付与数値表の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行うものとする。

⑵ 競争に参加できる者の資格は、上記⑴の合計点により別記３の区分⑴に基づいて格付けをする。

⑶ 競争に付そうとする契約の予定価格が、別記３に掲げる範囲（別記３の１～３の⑵をいう。）に該当する競争に参加するためには、原則として、別記３に掲げる等級に格付けされていることを要するものとする。

6 資格審査結果の通知

「等級決定通知書」により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間及び更新手続

⑴ 競争参加資格の有効期間は、資格を付与された日から令和９年３月31日までとする。

⑵ 有効期間の更新手続　上記⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和８年度中に令和９・10年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

8 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

別記２の申請書の提出場所に同じ。

9 その他

⑴ 申請書類（契約の種類：建設工事及び測量等）を提出し、決定された資格は、申請書を提出した財務（支）局が管轄する地域内の複数の財務省関係機関（財務省本省・財務(支)局・税関・国税庁・国税局）に対して有効である。

⑵ 一の地区の財務省関係機関に申請書類を提出した者で、他の地区の財務省関係機関においても資格を得ようとする者は、申請書類の提出に代え「一般競争（指名競争）参加資格者名簿登録申請書」及び「等級決定通知書（写）」を提出すればよいものとする。

⑶ インターネットの使用により申請ができない場合　次の各号に掲げる場合には、インターネットの使用により申請ができないものとする。

① 契約の種類　建設工事

ⓐ 申請者が建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合

ⓑ 申請者が競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が令和５年６月16日以降のものでない場合。さらに、再審査を含めて改正告示により改正された基準による経営事項審査の総合評定値の通知を受けていない場合

ⓒ 申請者が経常建設共同企業体として申請する場合

ⓓ 事業協同組合で特例計算を希望する場合

ⓔ 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合

ⓕ 合併会社又は合併と同等と見なし得る営業譲渡を受けた会社で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。）

ⓖ 申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

ⓗ 申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合

② 契約の種類　測量・建設コンサルタント等　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

⑷ 一の発注機関において、同一業種内での経常建設共同企業体の登録申請及びその構成員が単体企業として行う登録申請については、同時登録を認めない（経常建設共同企業体として登録を希望しない業種については、各単体企業としての登録は可能。）。

⑸ 令和６年能登半島地震に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例　能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和６年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第２条第１項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和５年10月29日から令和６年８月30日までの間に終了するもの）について、令和６年９月１日から令和７年３月31日までの間における4⑶①の規定の適用については、4⑶①中「令和５年６月16日以降」及び「申請をする日の１年７月前の日より後」とあるのは、「令和４年10月29日以降」とする。

別記１　競争参加資格審査申請用インターネット受付専用ホームページＵＲＬ

１ 建設工事
https://www.pqr.mlit.go.jp/

２ 測量・建設コンサルタント等
https://www.pqrc.mlit.go.jp

別記２　申請書の提出場所

〔掲載順序　⑴都道府県名　⑵提出場所　⑶所在地〕

１ 北海道地区（北海道財務局管轄区域）

⑴ 北海道

⑵ 北海道財務局管財部第１統括国有財産管理官

⑶ 〒060―8579 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎

２ 東北地区（東北財務局管轄区域）

⑴ 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

⑵ 東北財務局総務部会計課経理係

⑶ 〒980―8436 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎Ｂ棟

３ 関東地区（関東財務局管轄区域）

⑴ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、山梨県及び長野県

⑵ 関東財務局総務部会計課契約係

⑶ 〒330―9716 埼玉県さいたま市中央区新都心１－１さいたま新都心合同庁舎１号館

⑴ 千葉県

⑵ 千葉財務事務所総務課経理係

⑶ 〒260―8607 千葉県千葉市中央区椿森５－６－１

⑴ 東京都

⑵ 東京財務事務所総務課経理係

⑶ 〒113―8553 東京都文京区湯島４－６－15湯島地方合同庁舎

⑴ 神奈川県

⑵ 横浜財務事務所総務課経理係

⑶ 〒231―8412 神奈川県横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎

４ 北陸地区（北陸財務局管轄区域）

⑴ 富山県、石川県及び福井県

⑵ 北陸財務局会計課経理係

⑶ 〒921―8508 石川県金沢市新神田４－３－10金沢新神田合同庁舎

５ 東海地区（東海財務局管轄区域）

⑴ 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県

⑵ 東海財務局管財部統括国有財産管理官（第３統括部門）

⑶ 〒460―8521 愛知県名古屋市中区三の丸３－３－１

６ 近畿地区（近畿財務局管轄区域）

⑴ 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

⑵ 近畿財務局管財部管財総括第三課契約班

⑶ 〒540―8550 大阪府大阪市中央区大手前４－１－76大阪合同庁舎第４号館

７ 中国地区（中国財務局管轄区域）

⑴ 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県

⑵ 中国財務局管財部統括国有財産管理官（第三部門）

⑶ 〒730―8520 広島県広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎４号館

８ 四国地区（四国財務局管轄区域）

⑴ 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

⑵ 四国財務局総務部会計課

⑶ 〒760―8550 香川県高松市サンポート３番33号高松サンポート合同庁舎（南館）

９ 北九州地区（福岡財務支局管轄区域）

⑴ 福岡県、佐賀県及び長崎県

⑵ 福岡財務支局管財部管財総括第二課

⑶ 〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―11―１福岡合同庁舎

10 南九州地区（九州財務局の管轄区域のうち、福岡財務支局の管轄区域を除いた区域）

⑴ 熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県

⑵ 九州財務局管財部第三統括国有財産管理官

⑶ 〒860―8585 熊本県熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎Ａ棟